

令和4年(行ウ)第36号 未払賃金等請求事件

原告 飯島 章太

被告 千葉県

第6準備書面

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御中

令和6年6月28日

原告代理人弁護士 足 立 啓



被告の各準備書面の主張に対する認否は別紙1乃至4のとおりである。

以上

別紙1 被告第1準備書面の認否

第2	1	(1)	第1段落	否認する。
			第2段落	争う。
		(2)		否認又は争う。
第2	2	(1)	第1段落	認める。
			第2段落	乙20の記載は認め、その余は否認する。
			第3段落	否認又は争う。
		(2)	第1段落	認める。
			第2段落	認める。
			第3段落	否認する。原告は柏児童相談所において電話相談のボランティアをしたことはない。
			第4段落	否認する。
			第5段落	否認又は争う。
			第6段落	否認又は争う。
		(3)	第1段落	否認する。
			第2段落	否認する。
		(4)		認める。
		(5)	第1段落	否認又は争う。
			第2段落	否認又は争う。
			第3段落	否認又は争う。
第3			第1段落	認める。
			第2段落	処方内容は認め、その余は否認する。
			第3段落	認める。
			第4段落	不知。
			第5段落	カルテの記載は認めその余は否認又は争う。
			第6段落	処方内容は認め、その余は否認又は争う。
			第7段落	否認又は争う。

別紙2 被告第2準備書面の認否

第3 被告第2準備書面第3のモデルケースの内容及び存在については不知。

別紙3 被告第3準備書面についての認否

第1	第1段落	庶務共通事務システムの都合は不知。
	第2段落	被告の提出証拠に対する説明であって、認否の対象ではない。
	第3段落	原告の求釈明に対する被告の回答であって、認否の対象でない。
第2	第1段落	「A勤務」の始業時間が午前8時30分、終業時間が午後5時15分、休憩時間が正午から午後1時までと定められていたことは認める。なお、実際には、休憩時間も労働から解放されていなかったことは既に主張しているとおりである。
	第2段落	「夜間勤務」及び「明け勤務」の始業時間が午後0時30分、終業時間が午前9時30分、休憩時間が午後3時から午後4時まで、仮眠時間が午前1時から午前5時30分までと定められていたことは認める。なお、実際には、休憩時間及び仮眠時間も労働から解放されていなかったことは既に主張しているとおりである。
	第3段落	乙25号証上の時間外勤務開始時間及び時間外勤務終了時間が、時間外勤務を開始した時間及び終了した時間として、当時、原告が申請した時間であることは認め、その余は否認する。時間外勤務について、1分単位ではなく15分単位で、また、一時保護課長の指示により、実態とは異なる時間を申請していたことは既に主張しているとおりである。
	第4段落	同上
	第5段落	同上

別紙4 被告第5準備書面の認否

第2	1	第1段落	認める。
		第2段落	認める。
		第3段落	認める。
		第4段落	否認又は争う。